

浜松市特定非営利活動促進法施行事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)に係る特定非営利活動法人設立の認証等に関し、特定非営利活動促進法施行令(平成23年政令第319号。)及び特定非営利活動促進法施行規則(平成23年内閣府令第55号。以下「府令」という。)浜松市特定非営利活動促進法施行条例(平成24年浜松市条例第38号。以下「条例」という。)浜松市特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成24年浜松市規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請の受付)

第2条 市長は、規則第2条第1項に規定する申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項に不備がないことについて確認するとともに、特定非営利活動法人認証申請に係る確認書(第1号様式)により必要な書類が添付されていることを確認するものとする。

(設立の認証の申請に係る縦覧等)

第3条 法第10条第2項の規定により設立の認証の申請に係る縦覧を行うときは、縦覧者一覧表(第2号様式)への記載による請求に基づき実施するものとする。

- 2 前項に規定する縦覧に供する書類は、1件ごとに簿冊として成冊し、当該簿冊には、設立しようとする法人名並びに縦覧期間の始期及び終期を記載するものとする。
- 3 縦覧した結果、意見の申出があった場合には、縦覧に関する意見書(第3号様式)の提出を求めるものとする。ただし、申出が電話による場合には、意見書の提出に代えて電話口答記録等により申出の内容を整理するものとする。

(設立の認証及び不認証)

第4条 市長は、法第12条第1項の規定による設立の認証の決定をしたときはその旨を、当該申請をした者に対し、特定非営利活動法人の設立認証通知書(第4号様式)による通知するものとする。

- 2 市長は、法第12条第1項の規定による設立の不認証の決定をしたときはその旨を、当該申請をした者に対し、特定非営利活動法人の設立の不認証通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(定款の変更の認証の申請の受付)

第5条 市長は、規則第8条に規定する申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項に不備がないことを確認するとともに、必要な書類が添付されていることを確認するものとする。

(定款の変更の認証の申請に係る縦覧等)

第6条 法第25条第5項において準用する法第10条第2項の規定による定款の変更の認証の申請に係る縦覧等については、第3条の規定を準用する。この場合において、第3条第1項中「法第10条第2項」とあるのは「法第25条第5項において準用する法第10条第2項」と、「設立」とあるのは「定款の変更」と読み替えるものとする。

(定款の変更の認証及び不認証)

第7条 市長は、法第25条第5項において準用する法第12条第1項の規定による定款の変更の認証の決

定をしたときはその旨を、当該申請をした者に対し、定款の変更の認証通知書（第6号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、法第25条第5項において準用する法第12条第1項の規定による定款の変更の不認証の決定をしたときはその旨を、当該申請をした者に対し、定款の変更の不認証通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（所轄庁の変更を伴う定款の変更等）

第8条 市長は、法第26条第1項の規定により所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請があった場合は、速やかに、所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請書の送付について（第8号様式）を添えて当該申請書を変更後の所轄庁に送付するものとする。

- 2 市長は、変更後の所轄庁において前項の申請が認証された場合は、事務引継書（第9号様式）により事務の引継ぎを行うものとする。
- 3 市長は、他の所轄庁から送付のあった定款の変更の認証を行った場合は、所轄庁の変更を伴う定款変更の認証について（通知）（第10号様式）により変更前の所轄庁に通知するものとする。

（事業報告書等の閲覧及び謄写）

第9条 法第30条の規定による閲覧及び謄写は、閲覧簿（第11号様式）への記載による請求に基づき実施するものとする。

- 2 閲覧書類は、1件ごとに簿冊として成冊し、当該簿冊に法人名を記載するものとする。
- 3 謄写に要する費用は、別表1のとおりとし、閲覧者から現金の徴収は、市政情報室において行うものとする。

（解散の認定等）

第10条 市長は、法第31条第2項の規定による解散の認定の決定をしたときはその旨を、当該申請をした者に対し、特定非営利活動法人の解散の認定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、法第31条第2項の規定による解散の不認定の決定をしたときはその旨を、当該申請をした者に対し、特定非営利活動法人の解散の不認定通知書（第13号様式）により通知するものとする。

（残余財産の譲渡の認証等）

第11条 市長は、法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証の決定をしたときはその旨を、当該申請をした者に対し、残余財産の処分の認証通知書（第14号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の不認証の決定をしたときはその旨を、当該申請をした者に対し、残余財産の処分の不認証通知書（第15号様式）により通知するものとする。

（合併の認証の申請に係る縦覧等）

第12条 法第34条第5項において準用する法第10条第2項の規定による合併の認証の申請に係る縦覧等については、第3条の規定を準用する。この場合において、第3条第1項中「法第10条第2項」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第2項」と、「設立」とあるのは「合併」と読み替えるものとする。

（合併の認証及び不認証）

第13条 市長は、法第34条第5項において準用する法第12条第1項の規定による合併の認証の決定を

したときはその旨を、当該申請をした者に対し、合併の認証通知書（第16号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、法第34条第5項において準用する法第12条第1項の規定による合併の不認証の決定をしたときはその旨を、当該申請をした者に対し、合併の不認証通知書（第17号様式）により通知するものとする。

（検査理由書）

第14条 法第41条第2項に規定する相当の理由を記載した書面は、検査理由書（第18号様式）によるものとする。

（改善命令書）

第15条 市長は、法第42条の規定により特定非営利活動法人に改善命令を行う場合は、当該特定非営利活動法人に対し、改善命令書（第19号様式）を通知するものとする。

（設立の認証の取消し）

第16条 市長は、法第13条第3項並びに法第43条第1項及び第2項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を取り消す場合は、当該特定非営利活動法人に対し、設立の認証の取消通知書（第20号様式）により通知するものとする。

（認証に関する意見聴取）

第17条 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による警視総監又は道府県警察本部長への意見聴取は、意見聴取書（第21号様式）により行うものとする。

（認定等の申請の受付）

第18条 市長は、規則第20条、第21条、第26条及び第27条に規定する申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項に不備がないことについて確認するとともに、認定特定非営利活動法人等の認定申請等に係る確認書（第22号様式）により必要な書類が添付されていることを確認するものとする。

（認定及び不認定）

第19条 市長は、法第44条第1項の認定をすることを決定したときはその旨を、当該申請をした者に対し、認定特定非営利活動法人として認定する旨の通知書（第23号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、法第44条第1項の認定をしないことを決定したときはその旨を、当該申請をした者に対し、認定特定非営利活動法人として認定しない旨の通知書（第24号様式）により通知するものとする。

（認定に関する意見聴取）

第20条 法第48条第1号（法第51条第5項、法第62条及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第65条第7項第1号（法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による警視総監又は道府県警察本部長への意見聴取は、第25号様式により行うものとする。

- 2 法第48条第2号（法第51条第5項、法第62条及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による国税庁長官等への意見聴取について、法第47条第4号に規定する事由（認定時滞納処分）は第26号様式、法第47条第5号に規定する事由（認定時重加算税）は第27号様式により行うものとする。

(認定の有効期間の更新)

第21条 市長は、法第51条第2項の認定の有効期間の更新を決定したときはその旨を、当該申請をした者に対し、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新する旨の通知書(第28号様式)により通知するものとする。

2 市長は、法第51条第2項の認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨を、当該申請をした者に対し、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新しない旨の通知書(第29号様式)により通知するものとする。

(特例認定及び不認定)

第22条 市長は、法第58条第1項の特例認定をすることを決定したときはその旨を、当該申請をした者に対し、特例認定特定非営利活動法人として特例認定する旨の通知書(第30号様式)により通知するものとする。

2 市長は、法第58条第1項の特例認定をしないことを決定したときはその旨を、当該申請をした者に対し、特例認定特定非営利活動法人として特例認定しない旨の通知書(第31号様式)により通知するものとする。

(認定特定非営利活動法人の合併の認定及び不認定)

第23条 市長は、法第63条第1項の認定を決定したときはその旨を、当該申請をした者に対し、特定非営利活動促進法第63条第1項の合併の認定をする旨の通知書(第32号様式)により通知するものとする。

2 市長は、法第63条第1項の認定をしないことを決定したときはその旨を、当該申請をした者に対し、特定非営利活動促進法第63条第1項の合併の認定をしない旨の通知書(第33号様式)により通知するものとする。

(特例認定特定非営利活動法人の合併の認定及び不認定)

第24条 市長は、法第63条第2項の認定を決定したときはその旨を、当該申請をした者に対し、特定非営利活動促進法第63条第2項の合併の認定をする旨の通知書(第34号様式)により通知するものとする。

2 市長は、法第63条第2項の認定をしないことを決定したときはその旨を、当該申請をした者に対し、特定非営利活動促進法第63条第2項の合併の認定をしない旨の通知書(第35号様式)により通知するものとする。

(合併の認定の通知等)

第25条 府令第35条1項に規定する通知は、特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定の申請を受けた旨の通知書(第36号様式)によるものとする。

2 府令第35条2項に規定する通知は、特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定の申請を処理した旨の通知書(第37号様式)によるものとする。

(認定又は特例認定の取消し)

第26条 市長は、法第67条第1項及び第2項の規定により、認定又は特例認定を取り消す場合は、当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人に対し、認定特定非営利活動法人・特例認定特

定非営利活動法人としての認定・特例認定の取消通知書（第38号様式）により通知するものとする。

（標準処理期間）

第27条 標準処理期間は次の各号のとおりとする。

- （1） 法第31条第2項の規定による認定又は不認定の決定は、正当な理由がない限り規則第13条に規定する申請書の提出があった日から2週間以内に行わなければならない。
- （2） 法第32条第2項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り規則第16条に規定する申請書の提出があった日から2週間以内に行わなければならない。
- （3） 法第45条第1項の規定による認定又は不認定の決定は、正当な理由がない限り規則第20条に規定する申請書の提出があった日から6か月以内に行わなければならない。
- （4） 法第51条第2項の規定による認定の有効期間の更新の決定又は更新しないことの決定は、正当な理由がない限り規則第21条に規定する申請書の提出があった日から6か月以内に行わなければならない。
- （5） 法第59条第1項の規定による特例認定又は不認定の決定は、正当な理由がない限り規則第26条に規定する申請書の提出があった日から6か月以内に行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第11条関係）

区分	単位	金額	備考
謄写に要する費用	写し1枚につき	10円	1 日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行う。 2 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。

第1号様式（第2条関係）

特定非営利活動法人認証申請に係る確認書

法人の名称		
事務所の 所在地	主	
	他	

申請年月日	年 月 日
受理年月日	年 月 日
縦覧開始年月日	年 月 日
縦覧終了年月日	年 月 日
認証等年月日	年 月 日

設立認証申請書類	関係条文	確認欄	備考
(1) 特定非営利活動法人設立認証申請書	法第10条 第1項		
(2) 定款（副本1部添付）	法第10条 第1項		
(3) 役員名簿（報酬を受ける役員がわかるもの。副本1部添付）	法第10条 第1項		
(4) 各役員の就任承諾及び欠格事由に該当しないことを誓う旨の宣誓書の謄本	法第10条 第1項		
(5) 各役員の住所又は居所を証する書面 *住民票、外国人登録済証明書、在留証明書等	法第10条 第1項		
(6) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	法第10条 第1項		
(7) 確認書	法第10条 第1項		
(8) 設立趣旨書（副本1部添付）	法第10条 第1項		
(9) 設立議事録の謄本	法第10条 第1項		
(10) 設立初年度及び翌年度の事業計画書（副本1部添付）	法第10条 第1項		
(11) 設立初年度及び翌年度の活動予算書（副本1部添付）	法第10条 第1項		

（備考）

- 1 国内にある事務所が市内にのみ存する場合に受付を行うこと。
- 2 書類がある場合は、確認欄に 印を付けること。

第2号様式(第3条関係)

縦覧者一覧表

	縦覧年月日	縦覧者氏名	縦覧書類(法人名称)	備考

(注) 縦覧者氏名欄は、縦覧者が法人の場合には法人の名称及び縦覧者の氏名を記載してください。

第3号様式(第3条関係)

縦覧に関する意見書

1 縦覧者 住 所

氏 名

2 縦覧年月日 年 月 日

3 縦覧に関する意見

(1) 被縦覧団体

住 所

団体名

(2) 意 見

第4号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
申請者 様

浜松市長



特定非営利活動法人の設立認証通知書

年 月 日付で申請のあった特定非営利活動法人 の設立については、特定非営利活動促進法第
12条第1項の規定に基づき認証します。

特定非営利活動法人
申請者 様

浜松市長



特定非営利活動法人の設立の不認証通知書

年 月 日付けであった特定非営利活動法人 様の設立については、次の理由により不認証とします。

（理由）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、浜松市に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第6号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



定款の変更の認証通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 様の定款の変更は、特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定により認証します。

第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



定款の変更の不認証通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 の定款の変更については、次の理由により不
認証とします。

（理由）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、浜松市に対して審査
請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、浜松市を被告とし
て（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の
取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁
決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提
起することができなくなります。

第8号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

変更後の所轄庁 様

浜松市長



所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請書の送付について

このことについて、別添のとおり所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る認証申請書の提出があったので、特定非営利活動促進法第26条第1項の規定に基づき送付します。

第9号様式（第8条関係）

第 年 月 日
号

変更後の所轄庁 様

浜松市長



事務引継書

特定非営利活動促進法第26条第3項の規定に基づき、下記のとおり特定非営利活動法人の事務引継ぎをします。

記

- 1 特定非営利活動法人に係る設立に関する事務
- 2 特定非営利活動法人に係る管理に関する事務
- 3 特定非営利活動法人に係る解散に関する事務
- 4 特定非営利活動法人に係る合併に関する事務
- 5 特定非営利活動法人に係る監督に関する事務

（注） それぞれの事務について、特記事項等を記載すること。

第10号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

変更前の所轄庁 様

浜松市長



所轄庁の変更を伴う定款変更の認証について（通知）

年 月 日付け第 号により送付のあった特定非営利活動法人 の定款変更について、別添写しのとおり認証したので通知します。

第11号様式（第9条関係）

閲覧簿

	閲覧年月日	閲覧者氏名	閲覧書類			謄写
			法人名称	年度	書類名称	

（注）閲覧者氏名の欄は、閲覧者が法人の場合は法人の名称及び閲覧者の氏名を記載してください。

第12号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



特定非営利活動法人の解散の認定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 の解散については、特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により認定します。

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



特定非営利活動法人の解散の不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 の解散については、次の理由により不認定と
します。

(理由)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、浜松市に対して審査
請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、浜松市を被告とし
て(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の
取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁
決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提
起することができなくなります。

第14号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
清算人 様

浜松市長



残余財産の処分の認証通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 〇〇〇〇の残余財産の処分は、特定非営利活動促進法
第32条第2項の規定により認証します。

特定非営利活動法人
清算人 様

浜松市長



残余財産の処分の不認証通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 の残余財産の処分については、次の理由により不認証とします。

(理由)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、浜松市に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。


なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第16号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長 

合併の認証通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 〇〇〇の合併は、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第12条第1項の規定により認証します。

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



合併の不認証通知書

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人 の合併については、次の理由により不認証と
します。

(理由)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、浜松市に対して審査
請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、浜松市を被告とし
て(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の
取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁
決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提
起することができなくなります。

検査理由書

- 1 検査実施日 年 月 日

- 2 検査対象特定非営利活動法人

- 3 検査の実施根拠 特定非営利活動促進法第41条第1項

- 4 理由

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



改善命令書

特定非営利活動促進法第42条の規定に基づき、下記事項について改善するよう命令します。

1 改善すべき事項

2 改善に必要な措置を採る期限

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、浜松市に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



設立の認証の取消通知書

特定非営利活動促進法第 条第 項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を取り消します。

(理由)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、浜松市に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

浜松市長



の規定による意見聴取書

特定非営利活動法人 は、下記のとおり特定非営利活動促進法第12条第1項第3号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員が同法第20条第5号に該当する疑いがあると認められるため、の規定に基づき、意見を聴取します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 意見聴取の理由

(備考)

- 1 の部分には、「特定非営利活動促進法第43条の2」又は「特定非営利活動促進法第12条の2において準用する同法第43条の2」を記入する。
- 2 「意見聴取の理由」の欄には、具体的な内容を記載することとし、理由書等その他、必要に応じて、設立、管理、解散及び合併並びに監督に関する書類を添付する。

第22号様式(第18条関係)

認定特定非営利活動法人等の認定申請等に係る確認書

申請の内容	
主たる事務所の所在地	
申請者の名称	
代表者の氏名	

1 認定を受けるための申請

申請書・添付書類		確認欄
認定特定非営利活動法人の認定申請書		
1 寄附者名簿 ^(注)		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)	
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)	
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)	
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)	
	社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)		
一 号 基 準	いずれかの書類を提出。	
	認定基準等チェック表(第2表)	
	認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)	
二 号 基 準	認定基準等チェック表(第3表)	
	役員等の状況(第3表付表1)	
	帳簿組織の状況(第3表付表2)	
四 号 基 準	認定基準等チェック表(第4表)	
	役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)	
五 号	認定基準等チェック表(第5表)	
六 号 八	認定基準等チェック表(第6、7、8表)	
	欠格事由チェック表	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

(注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要なし。

2 認定の有効期間の更新の申請

申請書・添付書類		確認欄
認定特定非営利活動法人の認定有効期間更新申請書		
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)	
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)	
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)	
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)	
	社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)		
一 号 基 準	いずれかの書類を提出。	
	認定基準等チェック表(第2表)	
	認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)	
二 号 基 準	認定基準等チェック表(第3表)	
	役員の状況(第3表付表1)	
	帳簿組織の状況(第3表付表2)	
四 号 基 準	認定基準等チェック表(第4表)	
	役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)	
基 準 五 号	認定基準等チェック表(第5表)	
基 準 六 号 八	認定基準等チェック表(第6、7、8表)	
	欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

(注意事項)

- 1 寄附者名簿の添付は必要なし。
- 2 特定非営利活動促進法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項は、改めて記載する必要はなし。
- 3 「認定基準等チェック表(第3表)ロ」欄及び「認定基準等チェック表(第6表)並びに(第8表)」欄の記載は必要なし。

3 特例認定を受けるための申請

申請書・添付書類		確認欄
特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請書		
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	いずれかの書類を提出。	
	認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
二 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	
	役員の状況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
基 準 六 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	
欠格事由チェック表		
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要なし。

4 法第63条第1項又は第2項の合併の認定に係る申請

申請書・添付書類		第1項 (認定)	第2項 (特例認定)	
認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人の合併認定申請書				
1	寄附者名簿 ^{(注)1}			
2 認定基準等に適合する旨及び第47条各号(欠格事由)のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ^{(注)2,3}				
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択。 ^{(注)4}			
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人			
		認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)		
		認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)		
		受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)		
		受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)		
		社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)		
	ロ 絶対値基準			
		認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)		
	ハ 条例個別指定基準			
	認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)			
一 号 基 準	いずれかの書類を提出。			
		認定基準等チェック表(第2表)		
		認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)		
二 号 基 準	認定基準等チェック表(第3表)			
	役員の状況(第3表付表1)			
	帳簿組織の状況(第3表付表2)			
四 号 基 準	認定基準等チェック表(第4表)			
	財産の運用及び事業運営の状況等(第4表付表1)			
	財産の運用及び事業運営の状況等(第4表付表2)			
五 号	認定基準等チェック表(第5表)			
六 号	認定基準等チェック表(第6、7、8表)			
八 号	欠格事由チェック表			
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			

(注意事項)

- 1 条例個別指定基準に適合する法人、法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要なし。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第1表、第2表及び第4表(ハ及びロに係る事項に限る。)の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人(合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じ。)を一つの法人とみなして記載。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第3表、第4表(イ及びロに係る事項に限る。)第5表及び第6、7、8表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載。
- 4 法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要なし。

第23号様式（第19条関係）

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



認定特定非営利活動法人として認定する旨の通知書

貴法人から 年 月 日付でされた認定特定非営利活動法人としての認定を受け
るための申請について、貴法人を下記の期間を有効期間として認定することとしたので通
知します。

記

自 年 月 日
認定の有効期間
至 年 月 日

第 2 4 号様式（第 1 9 条関係）

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



認定特定非営利活動法人として認定しない旨の通知書

貴法人から 年 月 日付でされた認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請について、次の理由から貴法人を認定しないこととしたので通知します。

（理 由）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、浜松市に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

浜松市長



の規定による意見聴取書

特定非営利活動法人 について、法第 4 7 条第 1 号二及び第 6 号に規定する事由の有無について、 の規定に基づき、意見を聴取します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地

(備考)

- 1 の部分には、「特定非営利活動促進法第 4 8 条第 1 号」「特定非営利活動促進法第 5 1 条第 5 項において準用する同法第 4 8 条第 1 号」「特定非営利活動促進法第 6 2 条において準用する同法第 4 8 条第 1 号」「特定非営利活動促進法第 6 3 条第 5 項において準用する同法第 4 8 条第 1 号」「特定非営利活動促進法第 6 5 条第 7 項第 1 号」又は「特定非営利活動促進法第 6 7 条第 4 項において準用する同法第 6 5 条第 7 項第 1 号」を記入する。
- 3 必要に応じて、理由書等、設立、管理、解散及び合併並びに監督に関する書類を添付する。

第 2 6 号様式 (第 2 0 条 (認定時滞納処分) 関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長



意見聴取書 (「 特定非営利活動促進法第 47 条第 4 号 」 該当の有無)

特定非営利活動促進法第 48 条第 2 号 (第 51 条第 5 項、及び第 62 条及び第法 63 条第 5 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、下記 1 の法人に係る下記 2 の事項について、意見を聴取します。

記

1 意見聴取の対象法人

- (1) 法人名
- (2) 代表者名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 従たる事務所の所在地

(注) 上記の法人から提出された納税証明書「その 4」の写しを添付しております。

2 意見聴取事項

特定非営利活動促進法第 47 条第 4 号 (国税及び地方消費税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの) 該当の有無について

第 27 号様式（第 20 条（認定時重加算税）関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長



意見聴取書（「特定非営利活動促進法第 47 条第 5 号」該当の有無）

特定非営利活動促進法第 48 条第 2 号（第 51 条第 5 項、及び第 62 条及び第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記 1 の法人に係る下記 2 の事項について、意見を聴取します。

記

1 意見聴取の対象法人
別紙のとおり

2 意見聴取事項

特定非営利活動促進法第 47 条第 5 号（国税に係る重加算税を課された日から 3 年を経過しないもの）該当の有無について

第27号様式（第20条（認定時重加算税）関係）別紙

年 月 日付（文書番号）による浜松市長からの「意見聴取書」の別表

（ 枚のうち 枚目）

	法人名	代表者名	主たる事務所の 所在地	従たる事務所の 所在地	国税に係る重加算税賦課決定の有無 (年 月 日現在)		
						「有」の場合の重加算税 賦課決定処分日	
1					無	有	年 月 日
2					無	有	年 月 日
3					無	有	年 月 日
4					無	有	年 月 日
5					無	有	年 月 日

第 2 8 号様式 (第 2 1 条関係)

第 号
年 月 日

認定特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新する旨の通知書

貴法人から 年 月 日付でされた認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けるための申請については、下記の期間を有効期間として認定の有効期間を更新することとしたので通知します。

記

自 年 月 日
認定の有効期間
至 年 月 日

第 2 9 号様式 (第 2 1 条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新しない旨の通知書

貴法人から 年 月 日付でされた認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けるための申請については、次の理由から認定の有効期間を更新しないこととしたので通知します。

(理 由)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、浜松市に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、浜松市を被告として (訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日 (審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日) の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 3 0 号様式 (第 2 2 条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



特例認定特定非営利活動法人として特例認定する旨の通知書

貴法人から 年 月 日付でされた特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請について、貴法人を下記の期間を有効期間として特例認定することとしたので通知します。

記

自 年 月 日
特例認定の有効期間
至 年 月 日

第 3 1 号様式（第 2 2 条関係）

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



特例認定特定非営利活動法人として特例認定しない旨の通知書

貴法人から 年 月 日付でされた特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請について、次の理由から貴法人を特例認定しないこととしたので通知します。

（理 由）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、浜松市に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 3 2 号様式（第 2 3 条関係）

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項の合併の認定をする旨の通知書

貴法人から 年 月 日付でされた特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項の合併の認定を受けるための申請については、合併後存続する又は合併によって設立した特定非営利活動法人 が貴法人の次の期間の認定の地位を承継するものとして認定することとしたので通知します。

記

自 年 月 日
認定の有効期間
至 年 月 日

第 3 3 号様式（第 2 3 条関係）

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項の合併の認定をしない旨の通知書

貴法人から 年 月 日付でされた特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項の合併の認定を受けるための申請については、次の理由から認定しないこととしたので通知します。

（理 由）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、浜松市に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第34号様式(第24条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



特定非営利活動促進法第63条第2項の合併の認定をする旨の通知書

貴法人から 年 月 日付でされた特定非営利活動促進法第63条第2項の合併の認定を受け
るための申請については、合併後存続する又は合併によって設立した特定非営利活動法人
が貴法人の次の期間の特例認定の地位を承継するものとして認定することとしたので通知
します。

記

自 年 月 日
特例認定の有効期間
至 年 月 日

第 3 5 号様式 (第 2 4 条関係)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



特定非営利活動促進法第 63 条第 2 項の合併の認定をしない旨の通知書

貴法人から 年 月 日付でされた特定非営利活動促進法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けるための申請については、次の理由から認定しないこととしたので通知します。

(理 由)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、浜松市に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、浜松市を被告として (訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日 (審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日) の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 3 6 号様式 (第 2 5 条関係)

第 号
年 月 日

知事・市長 様

浜松市長



特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項^(注)の合併の認定の申請を受けた旨の通知書

下記の法人から特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項^(注)の合併の認定を受けるための申請書の提出を受けたから、特定非営利活動促進法施行規則第 35 条第 1 項の規定により当該法人から提出された申請書の写し（別添）を添付の上、通知します。

記

申請者の名称

（注）同条第 2 項の認定の場合、「第 1 項」を「第 2 項」に修文する。

知事・市長 様

浜松市長



特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項^(注1)の合併の認定の申請を処理した旨の通知書

下記の法人から 年 月 日付で提出された特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項^(注1)の合併の認定を受けるための申請書について認定した^(注2)から、特定非営利活動促進法施行規則第 35 条第 2 項の規定により当該法人に通知した合併の認定をする旨の通知書^(注3)の写し (別添) を添付の上、通知します。

記

申請者の名称

(注 1) 同条第 2 項の認定の場合、「第 1 項」を「第 2 項」に修文する。

(注 2) 不認定の場合、下線部を「認定しなかった」に修文する。

(注 3) 不認定の場合、下線部を「合併の認定をしない旨の通知書」に修文する。

特定非営利活動法人
代表者 様

浜松市長



特定非営利活動法人としての認定^{（注）}の取消通知書

貴法人に対する 年 月 日付の認定^{（注）}特定非営利活動法人としての認定^{（注）}は、次の理由により取り消したから通知します。

なお、認定の取消の基因となった事実が生じた日は 年 月 日であり、当該認定^{（注）}の取消により貴法人が認定^{（注）}特定非営利活動法人であった期間は、年 月 日までとなります。

（理 由）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、浜松市に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。